

補助金等取扱基準

補助金等の名称	地域防災力向上支援事業補助金																	
補助事業等の標目	自主防災組織が行う防災・減災・啓発活動に係る費用に対する補助を行うことにより、地域防災力の向上と、防災意識が高い安心安全なまちづくりを目指す。																	
補助事業等の対象者	<p>自主防災組織にあつては、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として、地域の防災活動を行っている市に届出た団体。</p> <p>自主防災組織による防災士資格取得補助の対象者にあつては、市内に住所を有する者であつて、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 令和6年4月1日以後に防災士の資格を取得した者（当該基準日の前年度に資格を取得し基準日以降に申請した者も含む）</p> <p>(2) 市の防災士資格保有者名簿（以下「名簿」という。）に登録し、及び市が自主防災組織へ名簿を提供することに同意する者</p> <p>(3) 防災リーダーとして自主防災組織で活動する意思のある者</p> <p>(4) 自主防災組織及び市と協働して地域防災力の向上のための活動を継続してできる者</p> <p>(5) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者及び受ける予定でない者</p> <p>(6) 市税等を滞納していない者</p>																	
補助対象経費	<p>1 防災資機材等の整備補助</p> <p>自主防災組織が防災・減災を目的に整備した資機材で、下表に示すもの及び類するもの。</p> <table border="1" data-bbox="451 1240 1394 2040"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1240 603 1290" rowspan="2">種別</th> <th colspan="2" data-bbox="603 1240 1394 1290">補助対象品目</th> </tr> <tr> <th data-bbox="603 1290 831 1339">区分</th> <th data-bbox="831 1290 1394 1339">品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1339 603 1435" rowspan="4">(1) 防災資機材の購入費用</td> <td data-bbox="603 1339 831 1435">保管庫等</td> <td data-bbox="831 1339 1394 1435">備蓄用資機材収納庫、防災資機材保管用棚 ※設置工事費含む</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1435 831 1491">情報伝達用具等</td> <td data-bbox="831 1435 1394 1491">メガホン、携帯用無線機、ラジオ等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1491 831 1720">救出、救護用具等</td> <td data-bbox="831 1491 1394 1720">はしご、担架、ヘルメット、救助資機材、チェーンソー、エンジンカッター、バール、救命ロープ、救急薬品、救急用品、自動体外式除細動器（AED）及び付随するパッド・バッテリー、雨合羽、安全長靴、強力ライト、誘導棒、避難誘導看板等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1720 831 1973">避難所用品等</td> <td data-bbox="831 1720 1394 1973">車いす、リヤカー、パーテーション、簡易ベッド、災害時用毛布、スポットクーラー、簡易トイレ、トイレ用消耗品、投光器、非常用発電機、蓄電池、携行缶、テント、コードリール、ビニールシート、標旗、腕章、防災ベスト・ビブス等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1973 831 2040">給食、給水用具</td> <td data-bbox="831 1973 1394 2040">保存食、保存水、粉・液体ミルク、炊飯器、防災用水槽、給水タンク、浄水器等</td> </tr> </tbody> </table>		種別	補助対象品目		区分	品目	(1) 防災資機材の購入費用	保管庫等	備蓄用資機材収納庫、防災資機材保管用棚 ※設置工事費含む	情報伝達用具等	メガホン、携帯用無線機、ラジオ等	救出、救護用具等	はしご、担架、ヘルメット、救助資機材、チェーンソー、エンジンカッター、バール、救命ロープ、救急薬品、救急用品、自動体外式除細動器（AED）及び付随するパッド・バッテリー、雨合羽、安全長靴、強力ライト、誘導棒、避難誘導看板等	避難所用品等	車いす、リヤカー、パーテーション、簡易ベッド、災害時用毛布、スポットクーラー、簡易トイレ、トイレ用消耗品、投光器、非常用発電機、蓄電池、携行缶、テント、コードリール、ビニールシート、標旗、腕章、防災ベスト・ビブス等	給食、給水用具	保存食、保存水、粉・液体ミルク、炊飯器、防災用水槽、給水タンク、浄水器等
種別	補助対象品目																	
	区分	品目																
(1) 防災資機材の購入費用	保管庫等	備蓄用資機材収納庫、防災資機材保管用棚 ※設置工事費含む																
	情報伝達用具等	メガホン、携帯用無線機、ラジオ等																
	救出、救護用具等	はしご、担架、ヘルメット、救助資機材、チェーンソー、エンジンカッター、バール、救命ロープ、救急薬品、救急用品、自動体外式除細動器（AED）及び付随するパッド・バッテリー、雨合羽、安全長靴、強力ライト、誘導棒、避難誘導看板等																
	避難所用品等	車いす、リヤカー、パーテーション、簡易ベッド、災害時用毛布、スポットクーラー、簡易トイレ、トイレ用消耗品、投光器、非常用発電機、蓄電池、携行缶、テント、コードリール、ビニールシート、標旗、腕章、防災ベスト・ビブス等																
給食、給水用具	保存食、保存水、粉・液体ミルク、炊飯器、防災用水槽、給水タンク、浄水器等																	

		その他	土のう袋・砂、消火器、消防ホース格納庫、軽量可搬消防ポンプ、防災遊具、水中ポンプ、その他市長が特に必要と認めたもの
	(2) 放送施設整備	放送施設整備 (有線・無線)	当該地区において、防災等のために設置する放送施設設置整備事業に要する経費
	(3) 除雪器具	除雪器具	小型除雪機、融雪機、雪かき等
	<p>2 防災・啓発事業補助</p> <p>(1) 自主防災組織が行う防災訓練等に係る経費</p> <p>(2) 地区防災計画の新規策定・更新に係る経費</p> <p>(3) 最短、経済的経路で行う防災視察研修経費、又は他の自主防災組織が行う視察研修への参加経費のうち、入場料、交通費、資料費</p> <p>(4) 地域防災マップの作成・更新、災害危険箇所等の調査に係る経費</p> <p>(5) 自主防災組織が行う防災学習に係る事業費</p> <p>(6) 防災・減災に係る啓発活動に係る事業費</p> <p>(7) 避難所運営委員会の設置、運営等に要する経費</p> <p>(8) 避難所開設・運営マニュアル等の作成、更新</p> <p>(9) 避難所開設・運営力向上に資する講座・研修等経費</p> <p>(10) その他市長が特に必要と認めたもの</p> <p>3 防災士資格取得補助</p> <p>防災士の資格取得に要する経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した研修実施教育機関による研修講座（以下「研修講座」という。）の受講料</p> <p>(2) 研修講座の受講に必要な教材費</p> <p>(3) 防災士資格取得試験受験料</p> <p>(4) 消防団員（退職者を含む。）であって分団長以上の階級にある者又はあった者については、防災士教本代</p>		
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>補助金額については予算の範囲内とし、次の額及び算定方法とする。</p> <p>1 防災資機材等の整備補助</p> <p>(1) 防災資機材の購入費用</p> <p>① 1回目 補助対象品目購入額の3分の2以内の額とし、30万円を限度とする。</p> <p>② 2回目以降 補助対象品目購入額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。</p> <p>(2) 放送施設整備</p> <p>① 1回目 整備額の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。</p> <p>② 2回目以降 整備額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。</p> <p>(3) 除雪器具</p> <p>補助対象品目購入額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。</p> <p>2 防災・啓発事業補助</p> <p>補助対象事業費の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする。</p> <p>3 防災士資格取得補助</p> <p>補助対象経費の10分の10以内の額とし、防災士1名につき3万5千円を限度とする。</p> <p>4 補助額の端数切捨て</p>		

	補助額が1千円以上の場合は、1千円未満を切り捨てる。
	<p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p> <p>防災資機材等の整備補助のうち、防災資機材等の整備補助及び放送施設整備については、地域の防災活動推進のため補助対象経費の2分の1を超えて補助することが必要であるため。</p> <p>防災士資格取得補助については、最寄りで開催される研修講座の受講料等の費用が3万5千円であり、その費用を全額補助することにより防災士の資格取得を推進し、防災力の向上を図るため。</p>
補助事業等の評価	補助金の交付件数、交付額、実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和6年4月1日
補助事業等の終了時期	令和9年3月31日
	【終了時期が3年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<p>1 防災資器材等の整備補助</p> <p>(1) 一の団体が同一年度内に補助金の交付を受けることができる回数は、補助対象経費の種別ごとに、それぞれ1回とする。ただし、災害により使用した資機材を補充する必要があると特に市長が認める場合の回数は、この限りではない。</p> <p>(2) 以前に自主防災組織防災資機材整備費補助金にて防災資機材の補助を受けた団体は2回目以降の額及びその算定方法又は補助率とする。</p> <p>2 防災・啓発事業補助</p> <p>一の団体が同一年度内に補助金の交付を受けることができる回数は1回とする。</p> <p>3 防災士資格取得補助</p> <p>防災士とは認定特定非営利活動法人日本防災士機構の認定登録を受けた者をいう。</p>
提出書類	<p>1 防災資機材等の整備補助および防災・啓発事業補助については、諏訪市補助金等交付規則に定められた申請書に見積書を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 防災士資格取得補助については、地域防災力向上支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号-1）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 防災士認証状又は防災士証の写し</p> <p>(2) 補助対象経費の領収書の写し</p> <p>(3) 同意書（様式第2号-2）</p>
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。

担 当 部 署	諏訪市 企画部 危機管理室 市民安全係
---------	---------------------